

平成29年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

平成 28 年 7 月 21 日
日本商工会議所

基本的な考え方

わが国経済は一進一退の状況にあり、持続的な成長軌道に乗せるためには、潜在成長率を引き上げるサプライサイド政策(成長戦略)の実行が鍵となる。一方、人口減少による人手不足、地域経済の疲弊という大きな構造的課題に直面しており、これらの課題を克服するには、国全体で、生産性向上、地方創生に取り組む必要がある。特に、雇用の7割を担い、付加価値の5割を生む中小企業の生産性向上・経営力向上の取り組みを後押しすることは、持続的な成長と地方創生において重要である。

また足下の課題として、英国のEU離脱の国民投票結果など世界経済の情勢変化が、わが国経済や中小企業に与える影響を注視し、経済対策・補正予算など、必要な対策を果敢に講じる必要がある。

【中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化】

中小企業が、業務の効率化により人手不足を克服し、既存商圈を超えた販路開拓・付加価値向上に取り組むには、ITの導入・活用が不可欠である。これまでITになじみの薄かった中小・小規模企業がITの効果を実感できる機会を創出し、あらゆる施策を通じて、IT導入・活用を促していく必要がある。

また、創業、事業承継・引継ぎ、事業再生等による、優れた技術・サービスの創出・発展を促すことは、わが国全体の生産性向上にも寄与する。創業・ベンチャー支援については、「日本再興戦略」に盛り込まれた「開業率 10%台」の実現に向け、支援策を継続的に充実させる必要がある。また、経営者の高齢化が一層進む中、事業承継・引継ぎ、事業再生の取り組みを加速する施策を早急に講じるべきである。

過大な企業負担の軽減も、生産性向上には不可欠であり、行政手続きの効率化や規制改革の推進、電力コストや社会保険料負担の軽減等を図るべきである。また中小企業が適正な利益を確保するための取引適正化の推進も重要である。

消費税 10%への引き上げは、持続可能な社会保障制度確立のために必要であり、平成 31 年 10 月の引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。軽減税率制度の導入については、今般の引き上げ延期を受け、再検討すべきであると考え。また、適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

【地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立】

農林水産業・観光関連産業など、地域資源を活用した産業の育成は、地方創生の切り札である。農林水産業については、産業界・商工業者との連携を一層推進し、中小企業等の技術・ノウハウを生産現場の効率化・生産性向上に活かすことなどにより、地域経済全体の底上げ・好循環を図ることが重要である。

また、「中小企業等経営強化法」(平成 28 年7月1日施行)において、「資本金 10 億円以下」または「従業員数 2,000 人以下」が「中堅企業」として支援対象に新たに位置付けられたほか、平成 28 年度熊本地震復旧等予備費の「中小企業等グループ補助金」において、「資本金 10 億円未満」の企業が補助対象とされるなど、政府の施策において中堅企業の重要性が増している。地域経済を牽引する中堅企業のさらなる成長・強化に向け、研究開発や人材確保、非常事態発生時の対応等、中堅企業においてもハードルの高い課題に対し、政府の支援を充実させることが必要である。

【熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島の復旧・復興の加速に向けた継続的支援】

4月に震度7の地震が2度発生した「平成 28 年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。長引く余震の影響により、未だ事業再開の見通しが立たない事業者も多く、また、わが国有数の観光資源を有する被災地域では、観光業への深刻な影響も生じている。震災からの復興には、地域経済・雇用を支える被災中小企業の早期事業再開に向け、強力な支援を講じる必要がある。

また、発生から5年が経過した東日本大震災の被災地では、地域間・業種間で復興の進捗に大きな差が生じており、福島県は、依然として、他の被災地域とは異なる深刻な課題に直面している。復興・創生期間において、被災事業者の自立を実現するため、これまで以上に、地域の実情にきめ細かく対応した効果的な支援を講じ、本格的な復興および福島の復旧・復興の加速に向けた取り組みを継続していくことが重要である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「未来への投資の加速」に向けた経済対策・補正予算や、平成29年度予算等における中小企業・地域活性化施策に関し、下記事項の実現を強く要望する。

= 目 次 =

I. 中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化

[重点要望1]中小・小規模企業(製造業・サービス業)の業務効率化や販路開拓に向けたIT等の活用促進……p4

[重点要望2]創業、事業承継・引継ぎ、再生等による優れた技術・サービスの創出・発展…… p6

[重点要望3]消費税率引き上げ延期を受けての課題…… p9

[要望項目]

(1)中小企業のTPP・EPA等活用など、海外展開支援の強化……p10

(2)中小企業の高付加価値化に向けた、研究開発促進、知的財産権取得・活用・保護の支援……p11

(3)中小企業の人材確保、わが国の労働力不足への対応……p12

(4)小規模企業の経営力強化を促す経営支援体制等の強化……p13

(5)生産性向上を妨げる過大な企業負担の軽減……p14

(6)中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保……p15

(7)「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の官民一体での普及・推進……p15

II. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

[重点要望1]農林水産業の成長産業化に向けた連携の促進等……p16

[重点要望2]地域経済を牽引する中堅企業の強化……p17

[要望項目]

(1)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした経済効果の全国的な波及……p18

(2)インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進……p19

(3)地域資源を活用した事業の創出・育成への支援……p20

(4)地域中核企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積・産学官金連携の促進……p20

(5)地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化に向けた仕組みの再構築……p20

(6)ストック効果を重視した社会資本整備の推進、地域公共交通の維持・再生……p21

(7)地方創生に向けたRESAS(地域経済分析システム)の活用促進……p22

III. 熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島再生に向けた継続的支援

1. 熊本地震からの復旧・復興……p23

2. 東日本大震災からの本格復興と福島からの復旧・復興の加速に向けた継続的支援……p23

※平成 29 年度税制改正については、別途、意見・要望する。

※本意見・要望に関連する日本商工会議所の主な提言等は以下のとおり。

- ①「独占禁止法研究会における課徴金制度の在り方検討に関する意見」(平成 28 年6月 20 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0620140000.html>
- ②「まちづくりに関する意見― 地方創生の基盤となる「まち」の活性化に向けた仕組みの再構築を―」(平成 28 年5月 30 日)
<http://www.jcci.or.jp/recommend/2016/0530160951.html>
- ③「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望」(平成 28 年5月 12 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0512211253.html>
- ④「2016 年度 地方創生と一億総活躍社会の実現に向けた規制・制度改革の意見50」(平成 28 年5月 10 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0510194208.html>
- ⑤「『観光立国実現に向けたアクション・プログラム』改定への意見」(平成 28 年4月 21 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0421190014.html>
- ⑥「中小企業のIoT推進に関する意見」(平成 28 年4月 21 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0421174633.html>
- ⑦「雇用・労働政策に関する意見」(平成 28 年4月 21 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0421160042.html>
- ⑧「地球温暖化対策計画(案)に対する意見」(平成 28 年4月 13 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2016/0413182029.html>
- ⑨「知的財産政策に関する意見」(平成 28 年3月 18 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0318103550.html>
- ⑩「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)における平成 28 年度新規参入者向け調達価格等に対する意見」(平成 28 年3月 7 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0308135726.html>
- ⑪「2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の気運盛り上げに関する要望」(平成 28 年3月 3 日)
<http://www.jcci.or.jp/news/2016/0303103135.html>
- ⑫「今後の観光振興策に関する意見～『新たな観光ビジョン』策定への期待～」(平成 28 年2月 18 日)
<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2016/0218160000.html>
- ⑬「東日本大震災からの復興に関する意見・要望」(平成 28 年2月 18 日)
<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2016/0218154834.html>

I. 中小・小規模企業の生産性向上・経営力強化

[重点要望1] 中小・小規模企業(製造業・サービス業)の業務効率化や販路開拓に向けたIT等の活用促進

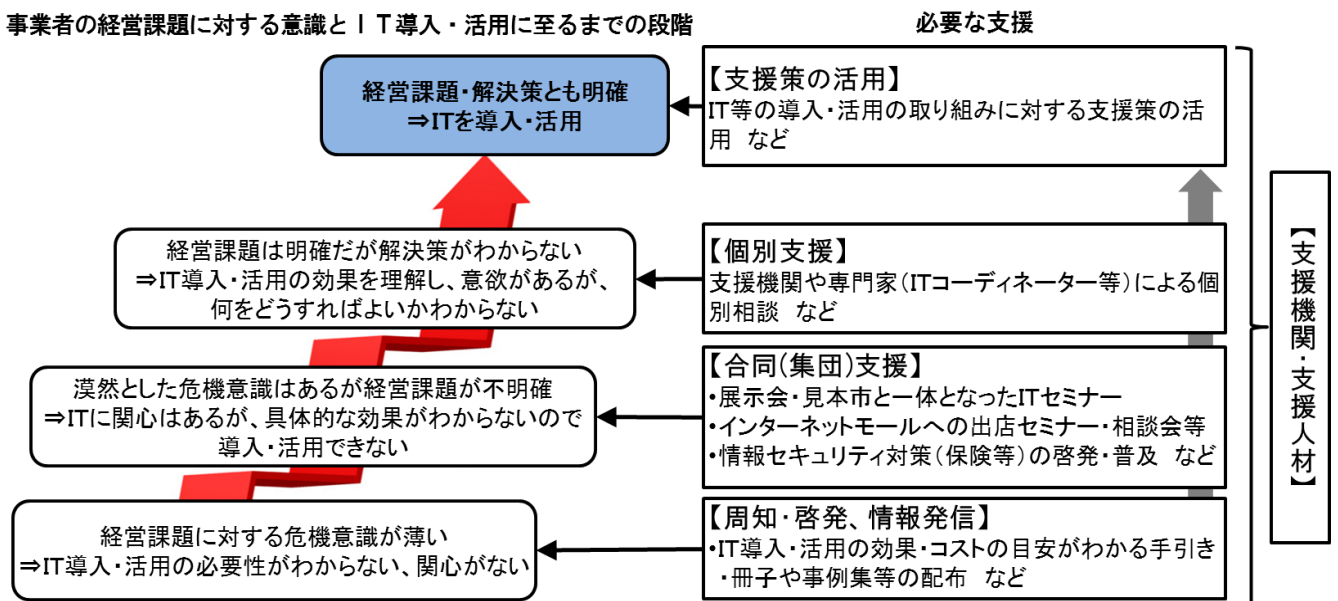
(主要要望先: 経済産業省、総務省、金融庁)

人口減少・労働力人口減少を背景とする人手不足、既存商圏の需要縮小を克服するため、中小・小規模企業においても、ITを導入・活用し、業務の効率化や新たな販路開拓に取り組み、生産性を向上させることが必要である。しかし、中小・小規模企業では、社内のIT人材の不足、導入効果の判断の困難さ、コスト等がネックとなり、導入・活用が進んでいない。

これまでITになじみの薄かった中小・小規模企業がITを導入・活用するには、自らITによる生産性向上の効果に気づき、実感する機会が必要である。IT導入の効果やコストの目安がわかる手引き・冊子、事例集等による周知・啓発や、ITセミナー・相談会等の開催、IT導入・活用を促す支援策の拡充などが有効である。加えて、情報セキュリティ対策の推進も重要である。また、中小ものづくり企業の現場におけるカイゼン・5S(品質・生産管理)などの経営支援と一体でロボット・IoT等の導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の取り組みを推進すべきである。

さらに、中小企業が低事務負担・低費用負担で金融決済の高度化(XML電文移行)を利用できる環境を整備することも、中小企業のIT化促進に効果的である。

◆事業者の経営課題に対する意識とIT導入・活用に至るまでの段階、必要な支援(イメージ)



◆参考: 商工会議所の中小・小規模企業のIT導入・活用支援事例

<p>ITリテラシー向上に向けた情報発信、専門家派遣、事例集作成 東京商工会議所(東京都)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大に向けたWEB広告・ショッピングサイト活用や、業務効率化、情報セキュリティ・マイナンバー対策など、経営課題に対応した実践的なセミナーを実施。27年度の参加者数は約3,000人、受講満足度は約90%。 ・実際にITを導入し成功した中小企業の成功例を収集した事例集を作成、3,000部発行。 	<p>ITワンストップ相談拠点、クラウドファンディング活用支援 豊中商工会議所(大阪府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ITコンシェルジュ」を設置し、HP作成、クラウドの活用方法など幅広い相談に対応。出張相談も実施。 ・民間企業と連携し、クラウドファンディングによる資金調達を支援。出資者にPRするための事業計画策定から、税務・会計、人材育成まで、商工会議所が伴走支援。
<p>ITを活用した販路開拓・拡大支援 横須賀商工会議所(神奈川県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産品モール「おもてなしギフトショップ」を開設、出店まで支援。商工会議所のネットワークを活かし、全国181事業者・690商品を掲載。年間訪問客数12万人。 ・GIS(地理情報システム・潜在顧客層を地図表示)を商工会議所に導入、事業者がチラシ配布・商圏分析等に活用。 	<p>受発注業務効率化(中小企業共通EDIの普及) 豊田商工会議所(愛知県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域中小企業の受発注業務効率化のため、国際標準規格による「中小企業共通EDI」の実証実験を実施。 ・決済インフラの改革(XML電文方式への移行により、企業の決済情報と受発注データを連携させる金融EDI)が実現すると、金融決済の効率化も可能になる。

(1) 中小企業が、ITの効果・必要性を実感できる機会の創出と導入・活用に向けた支援

- ① IT導入の効果やコストの目安がわかる手引き・冊子や事例集の作成・配布、ITの効果的な活用に取り組む中小企業経営者(「攻めのIT経営中小企業百選」の受賞企業など)の事例発表・フォーラム等による、周知・啓発、情報発信
- ② タブレット等の機器や、クラウドサービス(会計、レジ・決済、社内グループウェア、顧客管理、資金調達など)をデモ体験できる、展示会・見本市と一体となったITセミナー・個別相談会の実施
- ③ インターネットモールなどITを活用した販路開拓・拡大の取り組みへの支援、インバウンド需要獲得のためのHP等の多言語化等の取り組みへの支援
- ④ IT専門家による「1万社支援計画」の実行および、1万社にとどまらず、意欲ある中小企業を幅広く支援するための、「ミラサポ」の専門家派遣事業の大幅拡充(ITに関する相談の別枠化等)およびIT専門家の育成推進
- ⑤ 経営支援人材のITリテラシー向上に向けた、国が実施する経営指導員等向けの研修(集合研修、WEB研修等)におけるIT支援分野の充実、経営指導員等のITコーディネータ等の資格取得にかかる費用(*)の補助等

*:ITコーディネータは、経営者の立場に立った助言・支援を行い、IT経営を実現する人材。2001年に資格制度が創設。資格保有者は約6,500名。資格取得費用は、試験の受験料19,440円(税込)、研修受講料216,000円(税込)、資格認定登録料21,600円(税込)。資格維持のため、毎年、更新手数料21,600円(税込)が必要。

(2) 情報セキュリティ対策の啓発強化

- ① ITセミナー、展示会・見本市等での、情報セキュリティ対策の啓発、中小・小規模企業が低費用負担で加入できる情報セキュリティ保険の普及
- ② IPA情報セキュリティ安心相談窓口の拡充・強化
- ③ 情報セキュリティ対策ソフトの導入費用の補助制度の創設

(3) 5S・カイゼンなど経営支援と一体でIT・IoT、ロボット等の導入を支援する「スマートものづくり応援隊」の全国展開

- ① 「スマートものづくり応援隊」に参画する大企業OB、地域ITベンダー等の人材の確保・育成
- ② ロボット・IoT等の最新機器等を見聞できる「ショーケース」の整備
- ③ IoT等を活用した先進的なプロジェクトの事業化を支援する「IoT推進ラボ」との連携強化
- ④ 「ロボット導入・実証事業」の継続・拡充

(4) 「ものづくり補助金」「サポイン事業」や「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、IT等の設備投資・技術開発、活用に対する重点的な支援

- ① 「ものづくり補助金」(ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金)、「サポイン事業」(戦略的基盤技術高度化支援事業)、「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充、およびIT等を活用した取り組みに対する重点的な支援
- ② 上記の補助金を活用し、IT等を導入・活用した取り組み事例集の作成・周知

(5) 金融決済の高度化(XML電文移行)を低事務負担・低費用負担で利用できる環境整備

- ① 中小企業が、低事務負担・低費用負担で、金融決済の高度化(XML電文移行)を利用できる環境の整備
- ② 「金融EDIに記載する商流情報の標準化」や「銀行システムのAPI(接続口)公開」、「ロー・バリュー国際送金の提供」等による、利用者利便の向上に向けた金融EDI・商流EDIの促進および多様な金融サービスの創出のための環境整備

【重点要望2】創業、事業承継・引継ぎ、再生等による優れた技術・サービスの創出・発展

(主要要望先:経済産業省、金融庁、内閣府)

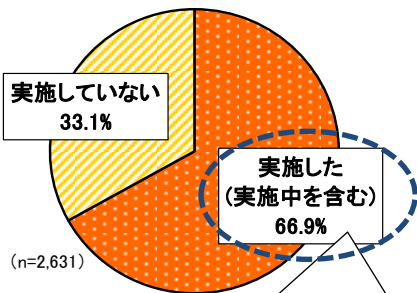
創業者・ベンチャー企業は、新たな技術・サービスを生み出す源泉であり、わが国の成長に不可欠な存在である。政府は、「日本再興戦略」のKPIとして「開業率10%台」を掲げているが、その実現のためには、予算を大幅に拡充し、創業支援策を継続的に充実させるとともに、開業数・開業率を正確に把握することが必要である。

また、現在、わが国の経営者の平均年齢は約60歳であり、特に個人経営事業主(自営業主)では70代以上が最も多く、約80万人に上る(2016年小規模企業白書より)。こうした企業が事業承継できずに廃業に追い込まれれば、雇用はもとより、優れた技術・サービスやノウハウが失われ、わが国経済にとって大きな損失である。後継者あるいはM&A等により円滑に承継・引継ぎができるよう支援するとともに、経営者が早めに自社の経営を見直すよう促し、必要に応じ、経営改善や事業再生につなげることが重要である。また、廃業を選択する経営者に対する円滑な廃業の支援も必要である。

特に、事業承継後の企業や、経営者が若い企業ほど、IT導入・活用などの新たな取り組みや、事業拡大・発展に向けた取り組みを行っていることから、事業承継の促進はわが国全体の生産性向上・付加価値向上に寄与することが期待される。

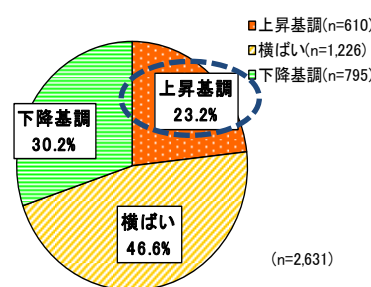
◆事業承継が、新しい取り組みの実施や、業績上昇につながる場合が多い

事業承継後の「新しい取組」実施の有無

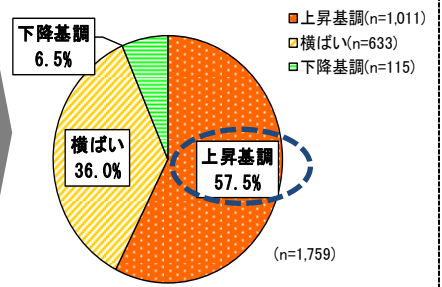


事業承継する直前の業績傾向と新しい取組を実施後の業績傾向

事業承継する直前の業績傾向
(承継直前3年間程度)



新しい取組を実施後の業績傾向
(取組実施後3年間程度)

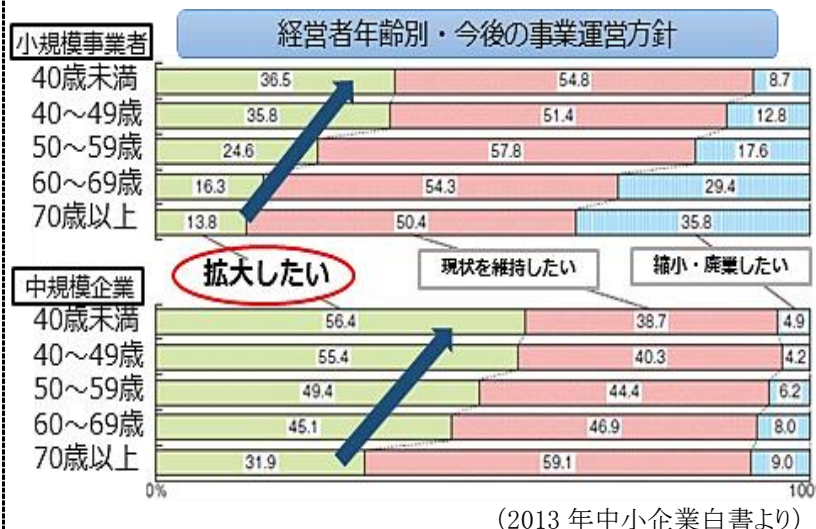


(2016年小規模企業白書より)

「新しい取組」の主な内容

- ・店舗の改装
- ・HP充実、ネット販売
- ・営業活動強化
- ・ブログ、SNS等での情報発信
- ・商品の開発・改良
- ・会合への参加等ネットワーク強化

◆経営者の若返りは、事業拡大・発展につながる場合が多い



経営者の若返りによる事業発展の事例

老舗旅館を承継した若手経営者が英語版HPを開設し、訪日外国人客が増加(大分県・別府市)

- ・創業100年超の老舗旅館を、20代の息子が承継。商工会議所の支援を受けながら、「小規模事業者持続化補助金」を活用し、HPリニューアルと英語版の開設、旅館のWi-Fi整備などに取り組んだ。
- ・週20組前後の訪日外国人宿泊者が来館し、平日の稼働率が2割増。



(2015年小規模企業白書より)

(1)「開業率 10%台」実現に向けた創業・ベンチャー支援の継続的な充実

- ① 「創業・第二創業補助金」、「創業支援事業者補助金」、「創業スクール事業」の継続・拡充(*)、「創業・第二創業補助金」の補助対象となる創業時期(現状:公募開始日～補助事業期間完了日)・第二創業時期(現状:公募開始日前後6カ月)の拡大、「創業支援事業計画」認定制度および関連する支援策の平成 30 年3月末以降の継続(産業競争力強化法の延長)
*:上記の国の創業支援施策の平成 28 年度予算は 8.5 億円で、前年度(26 年度補正予算 50.4 億円、27 年度予算 12.0 億円)に比べ、8割以上減。28 年度「創業・第二創業補助金」の採択率は 4.7%(参考:27 年度補正予算「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の採択率は 32.2%)。
- ② 上記の国の創業支援施策や各市区町村の「創業支援事業計画」の成果を正確に把握し検証するため、開業届・廃業届による開業数・廃業数データ(*)を開示するとともに、RESAS(地域経済分析システム)において、商工会議所など創業支援事業者(民間機関)も含め、市区町村単位で閲覧・活用できるようにすること
*:「日本再興戦略」において、わが国の開業率は「雇用保険事業年報」から算出されている。そのため、雇用のない創業(開業して間もない時期など)は「開業」として算入されず、正確な開業数が把握できない。また、「経済センサス」(個人企業+会社企業の数)は毎年の調査ではないこと、「民事・訟務・人権統計年報」(会社設立登記件数)は会社法人以外は対象外などの課題がある。
- ③ 開業手続きのワンストップセンター(*)の全国での設置
*:国家戦略特区として指定された東京都には、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」が設置されている。
- ④ 「新創業融資制度」の要件見直し(「現に雇用されている企業に『6年』以上勤務」要件の見直し等)、同制度の「女性小口創業特例」(*)の抜本的見直し(性別要件撤廃等)
*:貸付限度額 300 万円以内に限り、新創業融資制度の各種要件(勤務経験等)は満たすものとみなされる。
- ⑤ 創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするための、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免措置の創設
- ⑥ 予算比率の設定、予算の増額、多段階選抜方式の導入等、米国の例を参考にしたSBIR制度の抜本的な強化・見直しによる、ベンチャー企業の資金調達支援の強化

(2)事業承継・引継ぎ支援の充実

- ① 事業引継ぎ支援センターの機能強化(人員増強、事業承継・引継ぎを必要とする企業の掘り起こしに向けた金融機関・支援機関との連携強化等)、および「『事業承継・』事業引継ぎ支援センター」への名称変更(現センター名に『事業承継』という文言を追加)
- ② 基礎自治体と商工会議所等の支援機関、地域金融機関などが連携して事業承継・引継ぎ等を支援する体制の構築(ニーズ発掘調査、事業承継セミナー・相談会や後継者向け経営塾の実施、相談窓口設置等)
- ③ 創業希望者と後継者不在企業とのマッチング事業(後継者バンク)の全国展開
- ④ 普及啓発ツールとなる「事業承継自己診断(仮称)」の作成、活用促進
- ⑤ 事業承継計画策定支援にかかる専門家費用等に対する補助の創設
- ⑥ 事業承継を契機とした新分野進出等を支援する「第二創業補助金」(*)の拡充
*:平成 28 年度「創業・第二創業補助金」の採択率は 4.7%[再掲]、「第二創業補助金」の採択は全国で2件。
- ⑦ 事業承継予定者が行う新規事業への支援(専門家によるアドバイス、表彰・コンテストの実施等)
- ⑧ 円滑な事業承継のために必要な資金(後継者による自社株式や事業用資産の取得費用等)に対する低利融資・保証の一層の充実

(3) 経営改善・事業再生の促進に向けた環境整備、円滑な廃業の支援

- ① 中小・小規模など企業規模に応じた、早期の事業再生や、日頃からの経営改善への企業としての取り組み、金融機関としての取り組みを促す指針(中小企業の健全化に関するガイドライン)の整備
- ② 情報開示など誠実に金融機関との対話に取り組む企業へのインセンティブ付与による、「経営者保証に関するガイドライン」の利用推進と早期事業再生、日頃からの経営改善の取り組みに対する気付きの促進
- ③ 「ローカルベンチマーク」を活用し企業診断を行った企業への、各種補助金等支援策や融資制度での重点的な支援
- ④ 中小企業再生支援協議会による中小企業の経営改善への対応強化、暫定的にリスケジュールを行っている中小企業への抜本的な対応を含めた見極めの促進とその実施のために必要となる人的な機能拡充
- ⑤ 経営改善、事業転換・再生等の取り組みを促すための、経営のプロ人材とのマッチング事業(プロフェッショナル人材事業)の推進
- ⑥ 金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進(㈱地域経済活性化支援機構(REVIC)の特定支援業務や事業再生ADR、特定調停など多様な手法による事業再生を促すとともに、経営改善計画の策定支援に取り組むよう、金融庁行政方針において一層徹底すること)
- ⑦ 廃業を選択する経営者向けの、円滑な廃業に必要な事項をまとめた「廃業マニュアル」の作成、国のセーフティネット施策(小規模企業共済制度、経営者保証に関するガイドライン等)の周知強化

(4) 新事業展開等を促す金融支援

- ① グローバルニッチトップ企業等への政府系金融機関による融資制度について、特色ある製品・サービスを通じて世界に存在感を示す中小企業への対応の拡充
- ② 地域中核企業等への政府系金融機関等による融資制度について、将来的な地域経済への貢献を含めた候補企業への対応の拡充
- ③ 地域資源の活用により地域活性化を図る中小企業組合等への政府系金融機関等による融資制度について、女性活躍推進や防災対策の推進により地域の活性化・強靱化を図る組合等への対応の拡充
- ④ 債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みの構築(*)
*:譲渡禁止特約付債権の譲渡は法的に無効とされているが、民法改正法案では、中小企業が保有する、大企業を債務者とした譲渡禁止特約付債権を金融機関に担保として譲渡する場合は、債務者である大企業の承認がなくとも譲渡が法的に有効になる予定。これを機に、債権譲渡を活用した中小企業金融の活性化を図ることが重要。
- ⑤ 官民の金融機関が連携したエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等による、中小企業にリスクマネーを積極的に供給する取組みの一層の促進
- ⑥ クラウドファンディングの推進(国や都道府県等が主体となったクラウドファンディングのプラットフォーム構築の促進、クラウドファンディングを活用する事業者が負担するイニシャルコストや運営会社への手数料(*)への補助等)
*:成功報酬型で目標額の10~20%程度が多い。

(5)セーフティネット機能の拡充と金融仲介機能の一層の強化

- ① 民間金融機関における、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った融資の一層の推進、および保証や担保に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透促進
 - (i) 停止条件付保証契約(*1)、または解除条件付保証契約(*2)に基づく融資
 - *1:経営情報の定期的な開示等非財務コベナンツ(特約条項)に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約
 - *2:コベナンツを充足する場合は保証債務が解除される保証契約
 - (ii) ABL(動産・売掛金担保融資)
 - (iii) 電子記録債権(でんさい)融資
 - (iv) 知的財産の適正な評価をもとにした融資(知財金融)、「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」の拡充)
- ② 中小企業の資金繰りの万全な対策
 - (i) 世界経済減速の影響や熊本地震、燃費測定方法の問題等の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関の「セーフティネット貸付」の十分な予算措置
 - (ii) 英国のEU離脱の国民投票結果の影響を受ける企業等に対する資金繰り支援など万全の対策、英国・EUなど世界経済の動向の注視と適時適切な情報提供
- ③ 信用補完制度の見直しにかかる中小企業の資金繰りへの悪影響回避、小規模事業者への十分な配慮
- ④ バーゼル銀行監督委員会「信用リスクにかかる標準的手法の見直し」に対する意見表明などの適切な対応の実施
- ⑤ ゆうちょ銀行の預入限度見直しにかかる預金動向のモニタリングと、地域経済への悪影響回避のための十分な配慮

[重点要望3]消費税率引き上げ延期を受けての課題

(主な要望先:財務省、経済産業省)

(1)平成 31 年 10 月の消費税 10%への引き上げを確実に実施できる経済環境の整備

商工会議所は、予てから、社会保障制度の持続のためには消費税率の 10%への引き上げが必要であると主張してきた。わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、少子化対策の実行のためにも、消費税の引き上げは必要である。

社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底するとともに、平成 31 年 10 月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)今般の消費税引き上げ延期を受けた、軽減税率制度の導入再検討

商工会議所は、予てから、軽減税率制度の導入は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきと主張してきた。今般の消費税引き上げ延期を受け、これまでの商工会議所の主張に鑑み、軽減税率制度の導入は再検討すべきであると考えている。

(3)適格請求書等保存方式は、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、すべての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500 万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

平成 31 年 10 月に軽減税率制度導入は延期されたが、軽減税率制度の導入から平成 33 年 4 月に導入予定のインボイス制度の導入までの期間は1年半しかない。消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証することが法律で規定されていることから、インボイス制度は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け慎重に検討すべきである。

まずは、消費税 10%への引き上げ後、インボイス制度導入前に、免税事業者に対する価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。その上で、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証し、廃止を含め、必要な措置を検討すべきである。

(4) 転嫁対策特別措置法を延長し、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべき

商工会議所では、円滑な価格転嫁の実現のため、転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い対策の実行や、政府が事業者や国民に対して「消費税は価格に転嫁されるものである」と強いメッセージを発信すべきと主張してきた。

政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の転嫁対策特別措置法を延長し、実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

(5) 外税表示の恒久化

商工会議所の消費税の価格転嫁の調査結果において、消費税の転嫁ができた事業者では「外税取引や外税表示のため、税額分を引き上げることが可能であった」との回答が5割を超すなど、外税表示や税抜き価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。

一方で、事業者からは、「再び総額表示が義務化されることになれば、価格表示を外税表示から総額表示に変えることで、消費者に対して、価格を一気に引き上げたかのような印象を与えることになる。そうした事態を避け、売上を維持するためには、税込み価格を引き下げざるを得ない。消費税の価格転嫁が困難になる。」との懸念の声が、小売業や卸売業の事業者を中心に商工会議所に寄せられている。

消費税引き上げ後においても、消費者の消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

[要望項目]

(1) 中小企業のTPP・EPA等活用など、海外展開支援の強化

(主な要望先:経済産業省、外務省、財務省、農林水産省)

中小企業の海外展開を促進するためには、国ごとに異なる貿易・投資手続きの簡素化や透明性の確保など、TPPをベースとした中小企業が輸出しやすい制度の整備と、中小企業の海外展開を後押しする支援の拡充が不可欠である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 中小企業の海外展開を後押しするTPP協定を早期に国会で承認し、早期発効につなげること
- ② 日EU・EPA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTAなどの広域的な経済連携をはじめ、交渉中の二国間EPAを早期に締結すること。特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における参入障壁の撤廃、査証手続の迅速化、電子商取引に係るルール整備など、中小企業にとって利便性の高い協定を実現すること。また、投資協定、租税条約、社会保障協定を戦略的に推進すること。
- ③ 中小企業が利用しやすい原産地証明制度の整備
 - (i)各EPAの原産地規則の統一および最新版のHSコード(関税分類番号)への統一

- (ii) 現在交渉中の広域的な経済連携協定では、中小企業の利便性を考慮し、自己証明と第三者証明の併用を採用すること
- (iii) 中小企業のTPP活用等を支援するため、主な支援機関(商工会議所等)の相談窓口に専門家を派遣すること
- ④ 中小企業が抱える課題や支援ニーズが多様化している中、「新輸出大国コンソーシアム」の活用に向け、参加支援機関での情報共有体制を整備・拡充するとともに、成功事例を迅速に発掘し、それを積み重ね、中小企業へ横展開すること
- ⑤ 衛生環境改善など途上国の課題の解決等に資する技術を有する中小企業のODA事業への参入機会を拡大するため、中小企業向けの枠を拡大するとともに、ニーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業(現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など)も支援対象として拡充すること
- ⑥ 「海外ビジネス戦略推進支援事業」の事業化可能性調査(F/S)支援事業を拡充するとともに、1事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図ること
- ⑦ 地域の中小企業が、産業集積やブランド力を活用し、グループで取り組む海外販路開拓を支援する「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」(地域間交流支援事業:RIT事業)を継続・拡充するとともに、取り組みによる成功事例を積極的にPRすること

(2) 中小企業の高付加価値化に向けた、研究開発促進、知的財産権取得・活用・保護の支援

(主な要望先:内閣府、内閣官房、経済産業省)

中小企業が、技術や文化を生み出し、ビジネスの高付加価値化に結び付けられるよう、研究開発および知的財産の創造・保護・活用を促進することが重要である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 中小企業の研究開発の促進
 - (i) 中小企業向けの小口の研究開発予算枠の設定、自由なテーマ設定を認めるなど、SIP(*1)やImPACT(*2)の使いやすい制度に向けた改善
 - *1:戦略的イノベーション総合プログラム(SIP:Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program)は、「総合科学技術・イノベーション会議」が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要と判断・選定した研究課題の公募制度。平成26年度から開始。平成28年度は500億円を計上。
 - *2:革新的研究開発推進プログラム(ImPACT:Impulsing PARadigm Change through disruptive Technologies)は、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイスク・ハインパクトな挑戦的研究開発を推進することを目的としたプログラム。平成25年度から開始。平成25年度補正予算で550億円を計上。
 - (ii) 研究開発・ものづくり産業を支える理工系人材の育成・確保(①初等教育における理科教育の強化とプログラミング教育の実施、②職業観・就業観醸成のためのキャリア教育の充実、③IoT・ロボット等成長分野での女性の活躍促進、④女性ポストドクと中小企業のマッチング等)
- ② 知的財産権取得・活用・保護の支援
 - (i) 国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員300人以下の中小企業は一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。また、特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知的財産権にも導入すること。
 - (ii) 知的財産権の申請書類を簡素化し、手続きの負担を軽減するため、出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請を認めること。また、申請様式についても、該当事項にチェックを入れる方式などに工夫するとともに、申請要件等については宣誓に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

- (iii) 中小企業が保有する特許の戦略的な活用に向けた民間企業によるコンサルティングの費用について、負担軽減のため必要な支援を講じること。また、中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を整備すること。
- (iv) 権利化にとどまらず、営業秘密の活用やオープン&クローズ戦略を含むトータルな知的財産戦略を立案・推進できる人材の育成カリキュラムを開発し、中小企業向けに提供すること。
- (v) 「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」を拡充し、知的財産の適正な評価をもとにした融資(知財金融)を一層推進すること[再掲]
- (vi) 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法(優越的地位の濫用)のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- (vii) 地域団体商標制度の活用促進に向け、特許料の減免制度と同様の減免制度を商標にも導入し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。
- (viii) コンテンツの海外発信について、現地への効果的な浸透を図るため、ターゲットとする国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点(ジャパン・チャンネル)を設けること。
- (ix) 模倣品・海賊版等の知的財産侵害について、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおいて、在外公館やジェトロは積極的に関与するなど、対応を強化すること。また海外の模倣品・海賊版対策費用への補助(「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等)を拡充すること。
- (x) 産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること(山口大学の特許開放モデルの展開)
- (xi) 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等の技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。また国際標準等に関する活動は、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度を拡充し、補助対象範囲を拡大すること。EU 基準適合を示すCEマークなど海外の標準規格の認証取得費用に対しても補助を行うこと。

(3) 中小企業の人材確保、わが国の労働力不足への対応

(主な要望先: 文部科学省、経済産業省、厚生労働省、内閣府)

雇用環境を示す数値については、有効求人倍率や完全失業率の改善とともに、リーマンショック前の数値を取り戻しているが、こうした状況は好況感を示すものというよりも、あらゆる業種における供給不足を示し、実際に人手不足であるとの声が企業から多く挙がっている(*1)。

人手不足問題は、防衛的な賃上げや社会保険料増加などのコスト増などもあいまって、中小企業の収益向上の妨げとなり、地域経済に景気回復の恩恵が及ばない一つの要因ともなっている。中小企業の人材確保、従業員育成等による労働生産性向上を支援するとともに、わが国の労働力不足に対応するため、以下を講じられたい。

- ① 最低賃金の引き上げについては、厳しい環境にある中小企業の賃金支払い能力を考慮し慎重に判断すること
- ② インターンシップ等の活用促進
 - (i) 中小企業に限り、インターンシップで得た学生情報を、広報・採用選考活動に使用することを認めること(*2)
 - (ii) 中小企業への人的・経済的支援やノウハウの提供

(iii) 地域経済団体が地域活性化を目的に行っている、地域企業と地元の高校・大学等と連携したインターンシップへの財政的支援の創設(*3)

- ③ ジョブ・カード制度の一層の普及拡大に向けた周知・広報強化
- ④ 女性が納得して就労拡大できるよう、社会保険加入(*4)による手取り収入の減少が急激に生じる不合理を解消させる施策を講じること
- ⑤ 雇用関係助成金について、自社で活用できる制度を検索できるポータルサイトの整備など周知・活用促進を図るとともに、申請書類・手続きを簡素化すること。また、雇用関係助成金に関する中小企業等向け説明会・相談会等について、行政機関等が連携し、積極的に開催すること
- ⑥ 「同一労働同一賃金」について、「同一労働」の定義の明確化、終身雇用・年功序列との関係の整理、キャリアコースや勤続年数の違いなどによる「不合理ではない」賃金格差等のガイドラインでの具体的整理など、中小企業経営の実態を踏まえ、慎重に検討すること(*5)
- ⑦ 女性の活躍促進のためには、待機児童問題を早期に解消することが重要であるが、子育て支援のための費用負担は、安定的な財源確保のためにも税による恒久財源で行うべきであり、現行の事業主拠出金はあくまで時限的・限定的なものとして、平成30年度以降は廃止すること(*6)
- ⑧ 優れた技術・サービスを有する中小企業等の表彰による、知名度向上・人材獲得の後押し

*1:当所調査「人手不足等への対応に関する調査(平成28年6月29日公表)」では、人員が「不足している」と回答した企業が55.6%(前年調査50.3%)と、半数以上の企業で人手が不足している。

*2:文部科学省、厚生労働省、経済産業省の「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」では、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用しないものとされている。

*3:桑名商工会議所(三重県)では、平成8年から桑名工業高校の生徒が地域企業に出向く「産業現場実習(インターンシップ)」を実施。高い技術力を持つ社員の指導を仰ぎ、現場実習を通じて日頃学んだ技術をより高め、地域企業の重要性を知ることによって職業観・勤労観を醸成する取組みは「桑名方式インターンシップ(デュアルシステム)」と呼ばれ、商工会議所・企業・学校が一体となった事業として注目を集める(現在は、三重県商工会議所連合会の下、9地域に拡大して実施)。

*4:平成28年10月施行の年金機能強化法により、週20時間以上勤務、年収106万円以上、従業員501人以上の企業等の条件を満たす短時間労働者が社会保険の加入対象となる。

*5:当所調査「人手不足等への対応に関する調査」では、賃金決定の際に考慮する項目で「合理性がある」と考えられる項目としては、「責任(76.9%)」、「本人の生産性(76.7%)」が多い。一方、賃金差の理由を求められた場合「立証が難しい」と考えられる項目は、「本人の生産性(47.0%)」が最も多く、「将来の役割への期待(43.3%)」、「責任(37.5%)」と続き、「合理性がある」項目と「立証が難しい」項目が重なっている。

*6:従前の料率は0.15%。平成28年3月31日成立の改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の料率は28年度+0.05%(0.2%)、29年度+0.08%(0.23%)、30年度以降は実施状況を踏まえ協議の上決定、とされている。

(4) 小規模企業の経営力強化を促す経営支援体制等の強化

(主な要望先:経済産業省)

地域の人口減少・需要縮小に直面する小規模企業が経営力を強化するには、これまでのビジネスモデルを見直し、新たな計画に基づく経営を行うことが重要である。経営資源の乏しい小規模企業の取り組みを伴走型で後押しするため、小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律・平成26年9月施行)に基づき、商工会議所等を中核とした支援体制と支援策を充実させることが必要である。ついては、以下を講じられたい。

① 小規模企業の経営計画の策定・実行支援の充実

(i) 小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、IT等を活用した取り組みへの重点的な支援[再掲]

- (ii) 商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模企業の経営計画策定、販路開拓支援事業に対する支援の拡充(「経営発達支援計画」の認定数増に応じた予算の拡充等)
- (iii) 経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への強力な働きかけ、地方交付税等国の支援の拡充
- (iv) 商工会議所等の支援力向上に向けた、地域の枠を超えた経営指導員派遣や経営指導員同士の協力体制、商工会議所と地域金融機関・大学等との連携体制の構築・奨励
- ② マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の一層の活用促進
 - (i) マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充(適用利率の上昇抑制)
 - (ii) 現在講じられている特例措置(*)の恒久化
 - *:融資金額:1,000万円→2,000万円、融資期間:運転資金5年→7年、設備資金7年→10年、据置期間:運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年(いずれも平成29年3月31日まで)
 - (iii) サービス業のうち、特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などについて、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準(5人以下)を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大すること
- ③ 施策の周知、活用促進の取り組み強化
 - (i) 国の施策を広く中小企業・小規模事業者に届けるための十分な予算確保、周知の強化
 - (ii) 事業者向けの補助事業における十分な公募期間の確保
 - (iii) 国の中小企業向けポータルサイト「ミラサポ」上の「施策マップ」に掲載される国・都道府県・市区町村の施策情報の充実
- ④ 「ミラサポ」における専門家派遣について、派遣回数(1企業年間3回)・専門家謝金上限(1時間5,150円、日額上限30,900円)の拡充、ITに関する相談の別枠化等[再掲]

(5)生産性向上を妨げる過大な企業負担の軽減

(主な要望先:経済産業省、厚生労働省、財務省、内閣府)

生産性向上には、個々の企業の取り組みだけでなく、過大な企業負担の軽減など事業環境の整備も不可欠である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 定量目標の設定による、行政手続きの計画的な効率化、規制改革の推進
 - (例:希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化、公共事業の入札手続きの短縮化、申告先が異なる税務申告手続きの簡素化、飲食店・建設業・運輸業・古物商等の営業許可手続きの簡素化等)
- ② 電力コストの軽減
 - (i) 安全が確認された原子力発電については、順次速やかに運転を再開すること。
 - (ii) 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)見直しに係る具体的な制度設計に際しては、国民負担の抑制を確実に実現する内容(未稼働案件への厳格な対応、買取価格低減のための入札制導入、安価で安定出力が可能な水力や地熱の積極導入等)とすること。また、再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発を支援すること。
 - (iii) 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に盛り込まれた「中小企業の排出削減対策の推進」のため、中小企業の経営改善にもつながるハード(省エネ設備に対する補助等)・ソフト(省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等)両面の支援を拡充すること。
- ③ 国力の源泉たる産業活力や国民の安定した社会生活を守るための、自然災害に備えた電力・ガス・石油を含むエネルギーインフラの強靱化
- ④ 社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速、および高齢者の応能負担割合を高めるなど、「世代間の負担の適正な分配」を軸にした社会保障改革による、企業の社会保険料負担の軽減

- ⑤ 中小企業の健康投資・健康経営の推進に向けた環境整備(健康経営計画策定の手引書の作成・周知、健康経営アドバイザーの全国展開)、インセンティブ創設(健康経営計画を策定した企業の労働保険料率軽減、公共調達での優遇、健康経営に資する資産の割増償却等)
- ⑥ マイナンバー制度について、すべての事業者が対応できるよう、必要に応じガイドラインを改正するとともに、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等で相談体制を充実し、中小企業の情報セキュリティ対策への支援も含め、引き続き十分な対応策を講じること。また、制度の普及を阻害しないよう、マイナンバーカード発行の大幅な遅れについて、早急に改善すること。
- ⑦ 平成 29 年9月までに全面施行される改正個人情報保護法について、新たに「個人情報取扱事業者」となる個人情報数5千以下の中小・小規模企業に対し十分な周知・準備期間を確保するため、早期に、中小・小規模企業に配慮した簡易でわかりやすいガイドライン等を策定するとともに、セキュリティ対策も含めた普及セミナー・相談会の開催等により、周知を徹底すること。
- ⑧ 独占禁止法違反行為に対する「裁量型課徴金制度」の導入は、行政権限の強化につながることから、これに均衡する企業の適正な防御権を検討するとともに、課徴金額を決定する基準を明確化し、わかりやすい指針等を公表すること。また、中小企業の課徴金軽減制度は維持すること。

(6) 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

(主な要望先:公正取引委員会、経済産業省)

中小企業が生産性向上を実現するには、製品・サービスの内容に見合った適正な価格で取引し、付加価値を確保することが必要である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 下請代金法・独占禁止法の運用強化・徹底
- ② 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の一層の充実、普及啓発、実効性の確保
- ③ 取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法(優越的地位の濫用)のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること[再掲]
- ④ 官公需における、中小企業・創業間もない企業の受注機会の十分な確保、および地方自治体での中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注の促進

(7) 「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の官民一体での普及・推進

(主な要望先:経済産業省)

- ① 自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上など、中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- ② 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- ③ 各省庁の計画認定や補助金等公募における、中小会計要領に従った計算書類提出の奨励

Ⅱ. 地方創生に向けた地域経済の底上げ・好循環の確立

[重点要望1]農林水産業の成長産業化に向けた連携の促進等

(主要要望先:経済産業省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、内閣官房)

政府は、「日本再興戦略」において、「農林水産業の成長産業化」を掲げ、生産現場の強化に向けた農業界と産業界との連携強化を図ることとしている。中小企業等の知見や技術・ノウハウを、農林水産業の生産性向上に活かし、地域経済全体を底上げするには、農商工連携、特に、「農工連携」を重点的に支援し、農林水産業者と商工業者との連携・マッチングを促す取り組みを、全国に広げていくことが重要である。

また、TPPの発効などを見据えた農林水産物・食品等の輸出促進に向け、農林水産物・食品等の付加価値向上や海外販路開拓への支援も重要である。

◆参考:浜松商工会議所(浜松農商工連携研究会)の取り組み

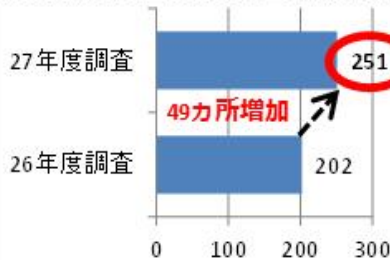
～農業者の具体的な機械化ニーズに対し、地域のものづくり企業が提案～



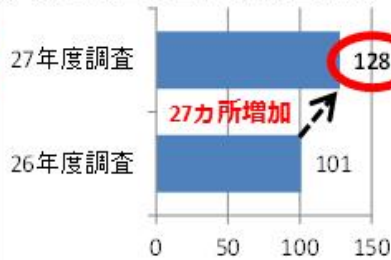
園芸農家(農業法人)が、鉢植えの土入れ現場作業の軽減を図るため、浜松商工会議所の農商工連携研究会に参加し、各工程の機械化ニーズを解決できる技術について、地域のものづくり企業の参加を募ったところ、食品加工機などを製造するものづくり企業が手を挙げ、プロジェクトが始動。土入れ機械が完成し、作業が大幅に効率化された。

◆参考:商工会議所と農林水産業団体との連携状況

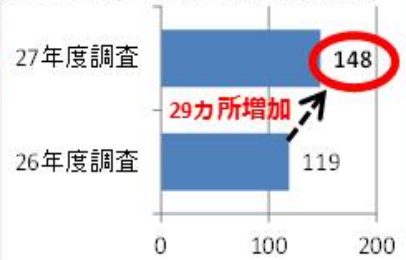
◆農業協同組合(JA)の会員加入状況



◆林業団体の会員加入状況



◆水産業団体の会員加入状況



(全国 515 商工会議所の内数)

◆コメ偏重脱却に向け冷凍枝豆を商品化(秋田)



季節に左右されない出荷体制を確立

◆県産材を活用し、解体可能なハイブリッドオフィスを開発(鹿沼)



ハイブリッドオフィス空間システム

◆漁業協同組合と共同で新名物を開発(枕崎)



不安定な魚価と燃料費のリスク低減のため新名物を開発

(1) 農林水産業の成長産業化・生産性向上に向けた連携の促進

- ① 「農工連携」による、農林水産業者の作業効率・生産性向上に資する機械化・IT化の取り組みへの支援(「農商工等連携事業計画」の認定事業者が取り組む「農工連携」への重点支援)
- ② 農林水産業者と商工業者との連携促進に向けた支援(マッチング等に取り組む支援機関等の活動に対する支援)
- ③ 農商工連携・6次産業化の取り組みの核となる人材の育成(食の6次産業化プロデューサー等)とネットワーク化への支援

(2) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた支援

- ① 「JAPANブランド育成支援事業」の継続・拡充
- ② 農林水産物・食品の海外展開に向けた、生産・加工・流通・海外販売における課題解決の取り組みを支援する「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業」の継続・拡充

(3) 林業・水産業の振興に対する支援

- ① 国産木材の高付加価値化、利用拡大に向けた施策の一層の推進（中高層建築物の木造化に向けたCLT(*1)等の新製品・技術の開発・普及への支援、2020年オリンピック・パラリンピック東京競技大会の競技場・選手村の木造・木質化の推進等）
- ② 漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化（冷凍冷蔵・加工処理・荷捌き施設等のHACCP(*2)対応、省エネ・省人化等）

*1: Cross Laminated Timber の略。直交集成板。板の繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した大判のパネル。非常に強固で、コンクリートよりも軽量。

*2: Hazard Analysis and Critical Control Point の略。安全で衛生的な食品を製造するための管理手法。原材料の受入～最終製造の各工程における汚染・異物混入等の危害要因を分析し、危害防止につながる重要工程を継続的に監視・記録するシステム。

[重点要望2]地域経済を牽引する中堅企業の強化

(主な要望先: 経済産業省、厚生労働省、内閣府)

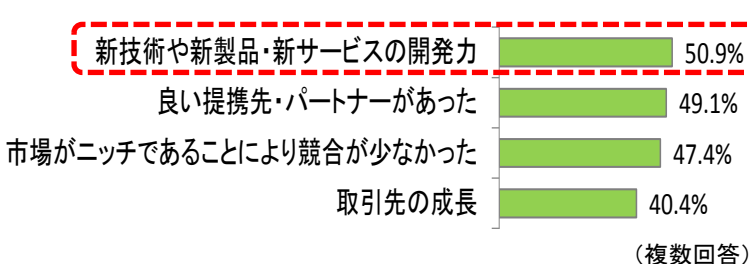
「中小企業等経営強化法」(平成28年7月1日施行)において、「資本金10億円以下」または「従業員数2,000人以下」の企業が「中堅企業」として支援対象に位置付けられた。

東京商工会議所の「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」(平成27年5月実施)によれば、中堅企業が成長する大きな要因の1つは、「新技術や新製品・新サービスの開発」である。しかし研究開発には莫大な費用が必要である一方、確実に利益につながると言えるものではないことから、中堅企業においても後押しが必要である。また、優良な中堅企業であっても、大企業に比べると知名度が低く、「人材の確保」等は重要な経営課題となっていることから、人材確保・育成・定着の支援策を充実させる必要がある。

さらに、大規模災害・経済危機など非常事態発生時における中堅企業向けの措置について、平成28年度熊本地震復旧等予備費の「中小企業等グループ補助金」において、「資本金10億円未満」の企業が補助対象とされたが、こうした措置が、非常事態発生時に迅速に実施されるよう、予め規定することが重要である。

◆東京商工会議所「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」結果より

<中堅企業の成長の要因(抜粋)>



<中堅企業の内部課題(5段階評価)>

内部課題	平均点
優秀な人材の確保・育成	4.38
販路の開拓・拡大	3.89
新製品・サービスの開発	3.76
組織の運営(内部統制・コンプライアンス)	3.47
ブランド力の向上	3.39
設備投資(新規、更新)	2.82
事業承継・事業引き継ぎ	2.76
海外需要の取り込み	2.72
知的財産の保護・活用	2.60
資金調達	2.27

東京商工会議所「中堅企業の経営の現状に関するアンケート」より抜粋
(平成27年5月実施、資本金1億円超10億円以下かつ従業員100人～999人の企業114社が回答)

(1) 研究開発等の支援

- ① さらなる成長に向けた研究開発等の取り組みを後押しする支援策(例:人工知能・ロボット、各種システム等の研究開発・導入の補助・委託事業等)について、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた「中堅企業」に対し、重点的に支援すること
- ② 「中堅企業向けSBIR」(国の研究開発のための補助金・委託費等の中から、中堅企業が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを指定する制度)の創設
- ③ 中堅企業向けの小口の研究開発予算枠の設定、自由なテーマ設定を認めるなど、SIPやImPACTの使いやすい制度に向けた改善

(2) 人材確保等の支援

- ① 人材確保・育成・定着に資する雇用関係助成金(キャリア形成助成金、キャリアアップ助成金)について、中堅企業に対し、中小企業並みの助成を講じること
- ② 優れた技術・サービスを有する中堅企業を表彰し、知名度向上・人材獲得を後押しすること
- ③ 経営改善、事業転換・再生等の取り組みを促すための、経営のプロ人材とのマッチング事業(プロフェッショナル人材事業)の推進[再掲]

(3) 非常事態発生時の支援

大規模災害・経済危機など非常事態発生時における金融措置・補助施策等を、中堅企業まで含めた幅広い企業を支援対象として迅速に実施できる規定・仕組みを予め構築すること。

[要望項目]

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした経済効果の全国的な波及

(主な要望先:内閣官房、文部科学省、経済産業省、農林水産省)

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後は、次の開催地である東京に世界の期待と注目が一気に集まることから、東京大会の成功に向けた全国的な気運の盛り上げが、ますます重要となることが予想される。

東京大会を、東京のみならず日本全体の大会とし、成功させるためには、全国各地域の企業・団体等の積極的な参画を得ることが不可欠である。各地域の経済活性化につながる参画の意義付け・インセンティブを明確に示すため、以下を講じられたい。

- ① 「中小企業世界発信プロジェクト」の主要な要素であるビジネス情報ポータルサイトに、大会組織委員会の調達情報をあまねく掲載するなど、同プロジェクトの積極・効果的な展開による、全国の中小企業等の受注機会拡大
- ② 事前キャンプの誘致に関する情報のタイムリーかつ積極的な発信
- ③ 地域の気運盛り上げや訪日外国人観光客増加への寄与が期待される文化プログラムについて、各地域が主体的かつ積極的に取り組むための早急な環境整備(文化プログラムの要件明示等)
- ④ 気運盛り上げ活動を実施する際のルールの明示や認証基準の構築など、非スポンサーの企業・団体等が、大会に関連した活動に参画しやすい環境整備
- ⑤ 「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」により開発された新たな特産品や観光商品などの地域・文化資源の、大会関連事業における積極的活用
- ⑥ 競技場・選手村の、国産木材活用による木造・木質化の推進[再掲]

(2) インバウンドの誘客力強化・国内観光の促進

(主な要望先:国土交通省、法務省、経済産業省)

観光は、地方創生の切り札となるものであり、特にインバウンドへの期待は大きい。国と地方自治体、官と民とが協力して、受入体制を早急に強化することが不可欠である。また、インバウンドの強化は、宿泊施設の新設や更新、日本の観光資源の再発見など、国内観光の回復にも寄与することから、インバウンドと国内観光は車の両輪として取り組むべきである。ついては、以下を講じられたい。

- ① 訪日外国人旅行者受入拡大の環境整備
 - (i) 旅行者の利便性向上に向けた、インターネット上で発給する電子ビザの導入
 - (ii) 国際線通過旅客の日本観光を促すための、寄港地上陸許可制度(ショアパス)の積極活用、乗継客向けの無査証入国制度の導入
- ② 全国各地域へのインバウンド需要の呼び込み
 - (i) クルーズ船の受入拡大に向けたハード・ソフト整備の推進(旅客船ターミナルの整備や周辺地域への誘客を促す交通インフラの整備等、CIQ(税関・出入国管理・検疫・動植物検疫)手続きの一層の迅速化)
 - (ii) 地方空港への路線拡大等による訪日外国人旅行者の各地への分散に向けた、着陸料軽減や空港からの二次交通整備等に対する支援のさらなる強化
 - (iii) 「大都市圏と地方」・「地方と地方」を結ぶ国内線の拡充や鉄道・バス等の共通パスの普及、地方空港における外貨両替所設置に対する支援の創設
 - (iv) 交流の拠点となる都市を核とした、周辺地域を含む広域観光を促進するための交通インフラ整備の促進
 - (v) インバウンド需要獲得のためのHP等の多言語化等の取り組みに対する支援[再掲]、宿泊施設の外国人観光客への対応を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」(Wi-Fi 整備、HPの多言語化、トイレの洋式化、客室の和洋室化等に対する補助)の継続、拡充(建物の建替えの補助対象への追加)
 - (vi) 宿泊供給能力の拡大に向けた、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断・改修に対する支援(耐震対策緊急促進事業)の継続・拡充
 - (vii) 交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入推進と、施設側で設置が必要となる端末機器の導入に対する支援策の創設
 - (viii) 日本政府観光局(JNTO)や放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)が行う海外プロモーション事業に対する財政支援の強化、コンテンツの海外展開に必要な字幕や吹替え、国際見本市への出展やPR イベント実施などを支援する「ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成金(J-LOP)」、「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金(J-LOP+)」等の継続・拡充
- ③ まちづくりと一体となった国内観光促進
 - (i) 景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進
 - (ii) 地域に眠る空き建築物の再利用を促すための、建築基準法上の規制の見直しおよび支援策の創設
- ④ 観光振興に関する予算の拡充(各地方自治体が地域のニーズに応じて、効果的な観光振興の取り組みが行なえるようにするための、ワンストップの相談・情報提供体制の構築など)
- ⑤ 観光関係省庁および国と地方自治体のさらなる連携強化(各府省庁が実施する施策、予算、効果等について、2020年までの年ごとのロードマップを作成するなど具体的な数値目標(KPI)の設定を行い、毎年、施策の推進状況の見える化を図ること等)
- ⑥ 地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境などの観光統計

を早急に整備し、地方自治体や観光振興に携わる民間機関(商工会議所、観光協会等)に提供するとともに、RESASに取り込み、一元的に閲覧・活用できるようにすること

(3) 地域資源を活用した事業の創出・育成への支援

(主な要望先:経済産業省、農林水産省)

地方創生の具体的な取り組みを進めるには、地域資源を活用した新商品・サービス開発から販路開拓、地域ブランド化までの一貫した支援が不可欠である。あわせて地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援も重要である。ついては、以下を講じられたい。

- ① 地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓、地域ブランド化に向けた支援(「地域産業資源活用事業計画」の認定促進(特に観光資源活用の促進)、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業、JAPANブランド育成支援事業[再掲]、地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業、共同販売拠点による地域産品等の販路開拓支援事業の継続・拡充等)
- ② 地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援(地理的表示保護制度の対象となる農産品の範囲の拡大、伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品への対象拡大、地域団体商標制度の活用促進に向け、特許料の減免制度と同様の減免制度を商標にも導入し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること[再掲]など)
- ③ 「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」により開発された新たな特産品や観光商品などの地域・文化資源の、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業における積極的活用[再掲]
- ④ 地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取り組みや、地域の工芸・特産品・観光資源を活用した新規事業開発など、地域経済の活性化につながる事業を支援するファンド等の充実

(4) 地域中核企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積・産学官金連携の促進

(主な要望先:経済産業省、内閣府)

地域の中核となる中堅・中小企業をハブとした地域内の企業グループが連携して取り組む、航空・医療などの成長分野への参入を支援するため、以下を講じられたい。

- ① 地域の中堅・中小企業グループと大学、高等専門学校、研究機関、公設試験研究機関、金融機関や支援機関等が連携し、新製品・サービス開発、販路開拓を推進する体制(「産学官金連携コンソーシアム(仮称)」等)の全国各地での整備、および地域の中堅・中小企業が必要とするニーズや技術の橋渡しから商品化、販路開拓までを長期にわたって伴走して支援するコーディネーター人材(プロジェクトマネージャー)の確保・育成
- ② 大学や大企業等の未活用特許等を地域の中堅・中小企業が有効に活用できるようにし、それで生じた利益を大学や大企業等がさらなる研究開発に再投資するような好循環の仕組みを各地域で構築していくため、例えば、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること(山口大学の特許開放モデルの展開)[再掲]

(5) 地方創生の基盤となる「まち」の再生・活性化に向けた仕組みの再構築

(主な要望先:内閣府、国土交通省、経済産業省、法務省、総務省、農林水産省、財務省)

多くの地域では、空き地・空き店舗の存在やリーダー・担い手の不足が、依然としてまちづくりの大きな課題となっている。また、平成26年に改正された中心市街地活性化法等に基づく制度は、十分に活用されているとは言い難い。消滅都市の発生を現実のものとしないうためにも、「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化に向け、以下を講じられたい。

- ① 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直し

- (i) 老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の創設
 - (ii) 商業地区における空き地・空き店舗の利活用に関する、建物改修費用の補助や固定資産税等の減免など、不動産所有者への支援措置の創設
 - (iii) 民間専門人材の活用等による地籍調査の推進
 - (iv) 登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化等
 - ・ 一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減、手続き費用の軽減措置の創設
 - ・ 住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)の保存期間の、戸籍法施行規則に基づく閉鎖戸籍類の保存期間(150年間)との統一化
 - ・ 相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担制度の創設
 - (v) 土地収用法の適用対象の、中心市街地活性化法や都市再生特別措置法に基づき実施する事業(民間事業者が実施する事業を含む)への適用拡大
 - (vi) 空き地・空き店舗の活用による交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の継続・拡充
- ② 中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大
- (i) 中心市街地活性化法制度の活用による具体的なメリット等に関する、より一層の分かりやすい周知、立地適正化計画制度等の他の支援制度を併用した効果的な取組事例等の普及
 - (ii) 中心市街地活性化法に基づく「特定民間中心市街地経済活力向上事業」の認定要件緩和
 - (iii) 中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の継続・拡充
 - (iv) 都市再生特別措置法に基づく立地適正計画の策定や事業の検討・実施等に、商工会議所等が積極的に関与する仕組みの構築
- ③ 関連施策との連携による「コンパクト＋ネットワーク」のさらなる深化
- (i) 各地域による都市機能の連携・分担を支援する、連携中枢都市圏制度の活用促進
 - (ii) 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化、集約化、その後の利活用の促進
 - (iii) 都市再生特別措置法において、農業振興地域の整備に関する法律の対象となる地域を包括したより広い区域を規定し、同区域内でコンパクトシティの形成に向けた取組を重点的に支援する制度の創設
- ④ まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充
- (i) 不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースと派遣制度の構築
 - (ii) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化
 - ・ 中心市街地活性化基本計画に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用に向けた事業を実施するまちづくり会社に対する、不動産取得税等の減免措置の創設
 - ・ まちづくり会社の活動基盤強化に資する「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」「地域・まちなか商業活性化支援事業」等の継続・拡充

(6)ストック効果を重視した社会資本整備の推進、地域公共交通の維持・再生

(主な要望先:国土交通省、観光庁、内閣府)

本格的な人口減少・高齢社会においては、各都市のコンパクト化のみならず、都市間での機能分担・連携を進めることが極めて重要である。このためには、まず、様々な規模の都市の拠点と拠点を結

びつけ、人と物の流れを生み出す、ストック効果(*)を重視した社会資本整備や地域公共交通が不可欠であることから、以下を講じられたい。

*:当該社会資本整備がもたらす経済的・社会的波及効果

- ① 高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線・リニア中央新幹線等の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の促進
- ② 地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上による活性化に向けた、地域公共交通活性化・再生法等に基づく支援の着実な実施
- ③ 大規模災害時に、多重性・代替性確保の観点から安全・安心の確保を担う道路や鉄道等の早期かつ着実な整備
- ④ 社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況(渋滞・混雑状況)等のデータについて、RESASにおいて、一元的に閲覧・活用できるようにすること

(7) 地方創生に向けたRESAS(地域経済分析システム)の活用促進

(主な要望先:経済産業省、内閣府、財務省、国土交通省)

地方創生に向け、地域の現状・実態を正確に把握し、自発的・効率的な政策立案と実行を促すために開設されたRESASについて、その機能を十分活かすため、以下を講じられたい。

- ① 各省庁が保有する各種統計データ等をRESASに取り込み、閲覧・活用できるようにすること
- ② 産業マップのうち、全産業花火図・産業別花火図や、経営者平均年齢など、個社情報に該当しないデータについては、地方創生の取り組みにおいて産業界として中心的な役割を果たす商工会議所など民間機関等が、早期に、閲覧・活用できるようにすること
- ③ 国の創業支援施策や各市区町村の「創業支援事業計画」の成果を正確に把握し検証するため、開業届・廃業届による開業数・廃業数データについて、RESASにおいて、商工会議所など創業支援事業者(民間機関)も含め、閲覧・活用できるようにすること[再掲]
- ④ 地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境などの観光統計を早急に整備し、地方自治体や観光振興に携わる民間機関(商工会議所、観光協会等)に提供するとともに、RESASに取り込み、一元的に閲覧・活用できるようにすること[再掲]
- ⑤ 社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況(渋滞・混雑状況)等のデータについて、RESASにおいて、一元的に閲覧・活用できるようにすること[再掲]

Ⅲ. 熊本地震からの復旧・復興、東日本大震災からの本格復興・福島再生に向けた継続的支援

1. 熊本地震からの復旧・復興

(主要要望先:内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、財務省、環境省、文部科学省、観光庁)

4月に震度7の地震が2度発生した「平成 28 年熊本地震」は、熊本県・大分県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらした。政府においては、平成 28 年度補正予算(5月 13 日閣議決定)、熊本地震復旧等予備費(5月 31 日閣議決定)により、被災者の生活再建支援や、中小企業等の事業継続・施設復旧・販路開拓支援など迅速に対応されたことを高く評価する。今後必要に応じ、追加的な措置を講じられたい。

熊本県・大分県をはじめ九州地方では、未だに事業再開の見通しが立たない事業者も多く、観光業への深刻な影響も生じている。熊本地震により被災した地域経済・雇用を支える中小企業の早期復旧・復興に向け、以下を講じられたい。

- ① 特別法の制定等による復旧・復興対策の十分な予算確保(復旧・復興事業に取り組む自治体に対する特別交付税の措置)
- ② 避難者の住宅確保の早期実現、災害廃棄物・一般廃棄物の早急な撤去・処理に向けた支援
- ③ 国道 57 号、国道 325 号等の幹線道路や阿蘇大橋をはじめとする橋梁、JR豊肥本線および南阿蘇鉄道高森線の着実な復旧
- ④ 被災中小事業者に対する支援の継続・拡充(被災地域販路支援事業小規模事業者持続化補助金の継続・予算増額等)
- ⑤ 被災中小事業者に対する税制上の負担軽減措置
 - (i) 法人税や登録免許税、自動車重量税等の国税および法人事業税、固定資産税等の地方税の減免
 - (ii) 震災損失について、前事業年度(個人の場合は平成27年分)の損金(必要経費)への算入の容認
 - (iii) 欠損金の繰越期間の延長、繰戻還付の拡充
 - (iv) 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税の免除
 - (v) 事業再開に向けた設備投資減税、資産の買換え特例
- ⑥ 九州地方全域における風評被害を防ぐための、被災地を除く地域における安全性等に関する国内外への的確かつ継続的な情報発信と、「九州ふっこう割」を活用した九州への観光の推進
- ⑦ 熊本城や阿蘇神社をはじめとする観光資源の早期復旧

2. 東日本大震災からの本格復興と福島の復旧・復興の加速に向けた継続的支援

(主要要望先:内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、財務省、環境省)

東日本大震災の被災地では、発災から5年が経過し、地域間・業種間で復興の進捗に大きな差が生じており、これまで以上に、地域の実情にきめ細かく対応した効果的な支援が求められる。特に、今なお除染の問題や深刻な風評被害などに直面している福島県は、他の被災地域とは異なる状況にある。被災地域の本格的な復興、福島の復旧・復興の加速に向け、以下を講じられたい。

(1) インフラの着実な復旧・整備の促進

- ① 防潮堤やかさ上げ道路、復興道路・復興支援道路の早期かつ着実な整備
- ② JR山田線・常磐線の早期運転再開、JR大船渡線・気仙沼線において導入されているBRT(バス高速輸送システム)の利便性向上
- ③ ふ頭、荷捌き施設の早期復旧や耐震性確保等、重要港湾における物流機能の整備・強化

(2) 観光振興など交流人口拡大に向けた支援策の拡充

- ① 東北で取り組むMICE(大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行等)の誘致に向けたプロモーションや、受け入れ体制整備等のインバウンド拡大事業への支援
- ② 中国人観光客に対する数次査証(ビザ)発給対象の青森県・秋田県・山形県への拡大、5年間とされている「被災地3県を訪問する外国人に対する査証料の免除」の東北6県への対象拡大
- ③ 子ども農村漁村交流や、防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズムなど、教育旅行の誘致に向けた取り組みへの支援

(3) 国際競争力を備えた農林水産業の再生

- ① 放射性物質や空間放射線量に関する国内外への正確な情報発信、輸入規制の早期撤廃等に向けた取り組みの強化
- ② 汚染水の海洋流出を防ぐための、国の主導による汚染水処理施設等の整備・管理
- ③ 水産業共同利用施設復興整備事業補助金の継続と基準(水産加工品の場合、原料の2分の1以上が国産であることが条件等)の緩和
- ④ HACCP対応のため事業者が機器や設備を高度化する際の支援の拡充

(4) 被災企業の事業再開、販路回復・開拓を通じた自立促進への支援

- ① グループ補助金の継続および新分野需要開拓等を見据えた取り組みへの支援拡充
- ② 「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による二重ローン対策をはじめとする資金繰り支援の継続・強化
- ③ 商談会等に参加する被災者側(サプライヤー)および支援者側(バイヤー)双方への交通費、宿泊費に対する補助等の助成
- ④ 被災地の水産加工品等の販路回復に向けた取り組みへの継続的な支援
- ⑤ 地域産業の復興を担う商工会議所に対する財政支援および商工会議所会館等の大規模改修等への財政支援の拡充、会館建設への寄附金の全額損金算入措置の延長

(5) 国の主導による、以下の取組を通じた福島への復旧・復興の加速

- ① 追加除染を含めた迅速な除染の完全実施
- ② 早急かつ確実な汚染水処理の実施
- ③ 安全性確保と周辺地域への配慮を前提とした中間貯蔵施設の早期本格稼働、最終処分場の早期設置
- ④ 早急かつ確実な廃炉の実現
- ⑤ 放射線リスクに関する科学的知見の周知、福島県産品の安全性の周知強化などを通じた風評被害の払拭
- ⑥ 個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額の確保、きめ細かな対応を通じた公正かつ着実な損害賠償の完全実施
- ⑦ 域外からの先端産業分野の企業誘致と、高いものづくり技術を有する地元企業の参画・連携による「イノベーション・コースト構想」の推進
- ⑧ 福島県を再生可能エネルギー・水素社会のモデル地域とする「福島新エネ社会構想」の推進
- ⑨ 帰還者向けの住宅整備など、住民の生活環境向上や健康不安払しょくに資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充
- ⑩ 産業集積の形成や雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充

以上